福岡市公報

令和６年３月29日　号外第５号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福 岡 市 役 所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第68号）…… 1

○福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第69号）…… 6

○福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則の一部改正（第70号）…… 9

○福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部改正（第71号）……11

規　　則

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

福岡市規則第68号

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第６項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第25条第１項中「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「その」を「当該」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第２項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号の次に次の１号を加える。

⑸　条例第12条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第４項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第39条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第25条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第40条の13第２項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第28条の６の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第40条の14の２中「第40条の14」を「前条」に改め、「及び第25条第１項」を削り、「いう。）」」の次に「と、第25条第１項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」」を加え、「同項第３号」を「同項第４号」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改める。

第40条の24第２項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号の次に次の１号を加える。

⑷　条例第28条の17の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第53条第２項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第37条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第55条第６項の表中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第56条を次のように改める。

第56条　削除

第74条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第74条の２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第75条第２項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中第３項を第８項とし、第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

⑴　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

⑵　当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第89条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第90条中「及び第72条」を「、第72条及び第74条の２」に改める。

第91条第７項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条に次の１項を加える。

11　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、同号ア中「１」とあるのは、「0.9」とする。

(1)　第106条において準用する第74条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア　利用者の安全及びケアの質の確保

イ　地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ　緊急時の体制整備

エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ　地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2)　介護機器を複数種類活用していること。

(3)　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4)　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第104条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1)　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2)　当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医

療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第105条第２項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第106条中「及び第40条の12第１項から第４項まで」を「、第40条の12第１項から第４項まで及び第74条の２」に改める。

第107条第８項中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第108条第１項第６号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第120条第５号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第６号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第７号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第125条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1)　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2)　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3)　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第125条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該

指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第127条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第40条の12第１項から第４項まで」を「、第40条の12第１項から第４項まで及び第74条の２」に改める。

第135条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第137条中「第４項まで」の次に「、第74条の２」を加える。

第138条第７項中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第139条を次のように改める。

第139条　削除

第141条第１号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改める。

第143条第８項中「第７項」を「第６項」に改める。

第144条第２項第７号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第145条中「及び第74条」を「、第74条及び第74条の２」に改める。

第146条第１項中「第145条」を「前条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第25条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

２　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第74条の２（改正後の規則第90条、第106条、第128条、第137条及び第145条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

３　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第125条第１項（改正後の規則第137条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一

部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第69号

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の３項を加える。

10　指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第79条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号）第69条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11　指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第52条第１項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下この項及び次項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第28条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第30条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号）第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12　指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第41条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第88条第１項に

規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第26条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

⑵　当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

２　指定介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第27条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第30条の２　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第32条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第39条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条第１項中「第41条」を「前条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第27条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

２　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第26条第１項（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

３　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第30条の２（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第70号

福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項第４号を削る。

第11条第１項中「介護保険法（」の次に「平成９年法律第123号。」を加える。

第14条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1)　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2)　当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3)　入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

2　介護老人保健施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行った市長に届け出なければならない。

3　介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4　介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5　介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第27条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「を掲示し、又は縦覧に供さなけ

れば」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第29条の２　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第31条第２項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第39条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条第１項中「第41条」を「前条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第27条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

２　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第26条第１項（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

３　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規則第29条の２（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第71号

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第23条第１項中「を掲示し、又は縦覧に供さなければ」を「（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければ」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「その」を「当該」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第28条第２項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　条例第21条の２第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第30条第６項の表中欄中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第31条を次のように改める。

第31条　削除

第44条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第44条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第45条第２項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第57条中第３項を第８項とし、第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1)　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2)　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第59条第２項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第60条中「及び第42条」を「、第42条及び第44条の２」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第23条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

2　この規則の施行の日から令和９年３月31日までの間は、この規則による改正後の福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第44条の２（改正後の規則第60条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

印刷所 松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています